

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年10月7日

石川県監査委員 作野 広 昭
同 吉田 修
同 浜田 孝
同 岡部 朋代

(別紙)

税第994-1号
平成28年9月20日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成28年8月31日付け石監査第234号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	税務課	適正を欠く事態を生じたのは、特種用途自動車（一部）に係る自動車税について、税制改正に伴う電算システムの税率入力に誤りがあったことが原因でした。電算システムの変更入力に際しては、複数人（グループ）でのチェック体制を構築し、検証の徹底を図ることとしました。 また、上記に係る不足分の調定及び納入通知書の発行が遅延したことについては、再発防止策として標準処理期間を設定し、遅延防止体制を整えました。 今後、このような課税誤り等が発生しないよう再発防止に努めてまいります。